
第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 日)

平成 1 7 年 6 月 3 0 日 (木曜日)

議事日程

平成 1 7 年 6 月 3 0 日 午前 9 時 3 1 分開会

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 42 号 | 鳥取県農業信用基金協会の加入について |
| 日程第 2 | 議案第 43 号 | 大山町国民保護対策本部等に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 44 号 | 大山町国民保護対策本部等に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 45 号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第 5 | 議案第 46 号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第 6 | 議案第 47 号 | 平成 17 年度大山町一般会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 48 号 | 平成 17 年度大山町土地取得特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 49 号 | 平成 17 年度大山町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 50 号 | 平成 17 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 51 号 | 平成 17 年度大山町開拓専用水道特別会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 52 号 | 平成 17 年度大山町地域休養施設特別会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 53 号 | 平成 17 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 54 号 | 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 55 号 | 平成 17 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算 |
| 日程第 15 | 議案第 56 号 | 平成 17 年度大山町老人保健特別会計予算 |
| 日程第 16 | 議案第 57 号 | 平成 17 年度大山町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 17 | 議案第 58 号 | 平成 17 年度大山町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 18 | 議案第 59 号 | 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 19 | 議案第 60 号 | 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 20 | 議案第 61 号 | 平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計予算 |
| 日程第 21 | 議案第 62 号 | 平成 17 年度大山町温泉事業特別会計予算 |
| 日程第 22 | 議案第 63 号 | 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計予算 |
| 日程第 23 | 議案第 64 号 | 平成 17 年度大山町中山財産区特別会計予算 |
| 日程第 24 | 議案第 65 号 | 平成 17 年度大山町上中山財産区特別会計予算 |
| 日程第 25 | 議案第 66 号 | 平成 17 年度大山町下中山財産区特別会計予算 |
| 日程第 26 | 議案第 67 号 | 平成 17 年度大山町逢坂財産区特別会計予算 |
| 日程第 27 | 議案第 68 号 | 平成 17 年度大山町水道事業会計予算 |

- 日程第 28 議案第 69 号 平成 17 年度大山町索道事業会計予算
- 日程第 29 大山町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 30 大山町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 31 発議案第 13 号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出
について
- 日程第 32 陳情第 1 号 「パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書」採択
を求める陳情について
- 日程第 33 陳情第 2 号 「最低賃金の引き上げを求める意見書」採択を求める陳情につ
いて
- 日程第 34 陳情第 3 号 「骨太方針 2005」において住民本位の地方財政確立に向け
た意見書採択を求める陳情について
- 日程第 35 発議案第 14 号 「骨太方針 2005」において住民本位の地方財政確立に向け
た意見書の提出について
- 日程第 36 陳情第 8 号 「定率減税廃止・縮小の中止を求める意見書」提出に関する陳
情について
- 日程第 37 発議案第 15 号 定率減税廃止・縮小の中止を求める意見書の提出について
- 日程第 38 陳情第 9 号 「雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意
見書」提出に関する陳情について
- 日程第 39 発議案第 16 号 雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見
書の提出について
- 日程第 40 陳情第 10 号 「地域経済の活性化等を求める意見書」提出に関する陳情につ
いて
- 日程第 41 陳情第 11 号 「社会保障制度の抜本改正を求める意見書」提出に関する陳情
について
- 日程第 42 発議案第 17 号 社会保障制度の抜本改正を求める意見書の提出について
- 日程第 43 陳情第 12 号 「ILO 第 175 号条約及び ILO 第 111 号条約の早期批准
を求める意見書」提出に関する陳情について
- 日程第 44 陳情第 4 号 中学校歴史・公民教科書の採択についての陳情について
- 日程第 45 陳情第 5 号 「教育基本法の早期改正を求める意見書」提出を求める陳情に
ついて
- 日程第 46 発議案第 18 号 教育基本法の早期改正を求める意見書の提出について
- 日程第 47 陳情第 6 号 中学校教科書採択に当たって配慮すべきことに関する陳情につい
て
- 日程第 48 阿弥陀川の河床堆積土砂・雑木の撤去についての陳情について
- 日程第 49 議員派遣について

日程第 50 閉会中の継続審査について（総務常任委員会：陳情第 13 号）

日程第 51 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 42 号 鳥取県農業信用基金協会の加入について
- 日程第 2 議案第 43 号 大山町国民保護対策本部等に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 44 号 大山町国民保護対策本部等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 45 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 5 議案第 46 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 6 議案第 47 号 平成 17 年度大山町一般会計予算
- 日程第 7 議案第 48 号 平成 17 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 8 議案第 49 号 平成 17 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 50 号 平成 17 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 51 号 平成 17 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 11 議案第 52 号 平成 17 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 12 議案第 53 号 平成 17 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 54 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 14 議案第 55 号 平成 17 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 15 議案第 56 号 平成 17 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 16 議案第 57 号 平成 17 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 17 議案第 58 号 平成 17 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 59 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 60 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 61 号 平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 62 号 平成 17 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 63 号 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 64 号 平成 17 年度大山町中山財産区特別会計予算
- 日程第 24 議案第 65 号 平成 17 年度大山町上中山財産区特別会計予算
- 日程第 25 議案第 66 号 平成 17 年度大山町下中山財産区特別会計予算
- 日程第 26 議案第 67 号 平成 17 年度大山町逢坂財産区特別会計予算
- 日程第 27 議案第 68 号 平成 17 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 28 議案第 69 号 平成 17 年度大山町索道事業会計予算
- 日程第 29 大山町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

- 日程第 30 大山町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 31 発議案第 13 号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出について
- 日程第 32 陳情第 1 号 「パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書」採択を求める陳情について
- 日程第 33 陳情第 2 号 「最低賃金の引き上げを求める意見書」採択を求める陳情について
- 日程第 34 陳情第 3 号 「骨太方針 2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書採択を求める陳情について
- 日程第 35 発議案第 14 号 「骨太方針 2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書の提出について
- 日程第 36 陳情第 8 号 「定率減税廃止・縮小の中止を求める意見書」提出に関する陳情について
- 日程第 37 発議案第 15 号 定率減税廃止・縮小の中止を求める意見書の提出について
- 日程第 38 陳情第 9 号 「雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書」提出に関する陳情について
- 日程第 39 発議案第 16 号 雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書の提出について
- 日程第 40 陳情第 10 号 「地域経済の活性化等を求める意見書」提出に関する陳情について
- 日程第 41 陳情第 11 号 「社会保障制度の抜本改正を求める意見書」提出に関する陳情について
- 日程第 42 発議案第 17 号 社会保障制度の抜本改正を求める意見書の提出について
- 日程第 43 陳情第 12 号 「ILO 第 175 号条約及び ILO 第 111 号条約の早期批准を求める意見書」提出に関する陳情について
- 日程第 44 陳情第 4 号 中学校歴史・公民教科書の採択についての陳情について
- 日程第 45 陳情第 5 号 「教育基本法の早期改正を求める意見書」提出を求める陳情について
- 日程第 46 発議案第 18 号 教育基本法の早期改正を求める意見書の提出について
- 日程第 47 陳情第 6 号 中学校教科書採択に当たって配慮すべきことに関する陳情について
- 日程第 48 阿弥陀川の河床堆積土砂・雑木の撤去についての陳情について
- 日程第 49 議員派遣について
- 日程第 50 閉会中の継続審査について（総務常任委員会：陳情第 13 号）
- 日程第 51 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（21名）

1番	近藤大介	2番	西尾寿博
3番	吉原美智恵	4番	遠藤幸子
5番	敦賀亀義	6番	森田増範
7番	川島正寿	8番	岩井美保子
9番	秋田美喜雄	10番	尾古博文
11番	諸遊壊司	12番	足立敏雄
13番	小原力三	14番	岡田聰
15番	二宮淳一	16番	椎木学
17番	野口俊明	18番	沢田正己
19番	荒松廣志	20番	西山富三郎
21番	鹿島功		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小谷正寿 書記 …………… 汐田美穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山口隆之	助役 ……………	田中祥二
教育長 ……………	山田晋	代表監査委員 ……………	椎木喜久男
中山支所長 ……………	河崎博光	大山支所長 ……………	田中豊
総務課長 ……………	諸遊雅照	人権推進課長 ……………	近藤照秋
企画財政課長 ……………	後藤透	住民生活課長 ……………	福田勝清
福祉保健課長 ……………	松岡久美子	産業振興課長 ……………	渡辺収
地域整備課長 ……………	押村彰文	税務課長 ……………	坂田修
学校教育課長 ……………	高見晴美	社会教育課長 ……………	麴谷昭久
観光商工課長 ……………	福留弘明	水道課長 ……………	小西正記
農業委員会事務局長 ……………	高見公治	会計課長 ……………	金平隆哉

午前9時31分開会

開議宣告

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。いよいよ本日が定例議会最終日と

なりました。ただいまから本会議を始めたいと思います。出席議員は21名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1～日程第28

○議長（鹿島 功君） 日程第1、議案第42号 鳥取県農業信用基金協会の加入についてから日程第28、議案第69号 平成17年度大山町索道事業会計予算まで、計28議案を一括議題にします。28議案について委員長の審査結果の報告を求めます。平成17年度予算等審査特別委員長、荒松廣志君。

○新年度予算等審査特別委員長（荒松 広志君） 審査結果をご報告いたします。前もってお手元に議長宛の報告書の写しを配布しておりますが、それを見ていただきたいと思えます。

平成17年度予算等審査特別委員会審査報告書、平成17年6月29日、大山町議会議長 鹿島 功殿、平成17年度予算等審査特別委員長 荒松 廣志。

平成17年6月16日に本委員会に付託されました17年度予算等を審査した結果、次のとおり決しましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。議案第42号 鳥取県農業信用基金協会の加入についてから、議案第69号 平成17年度大山町索道事業会計予算まで、計28議案すべて原案を可決すべきものいたします。

なお、付帯意見といたしまして、滞納整理は、町単独での徴収には限界があるため、県の中部地区で行われているような専門の広域徴収体制を早急に立ち上げ、解消に努めること。2番目といたしまして、合併1年目ということでもありますが、予算書の見直しが必要である。説明欄が説明不足であり、一般会計予算説明資料も説明が不足しているため、審査の際にいちいち聞き取りをしなければならず、時間がかかりました。これらの解消に努めていただきたいと思えます。以上報告いたします。

○議長（鹿島 功君） 以上で、平成17年度予算等審査特別委員長の審査報告を終わります。委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。これから討論を行います。討論・採決は1議案ごとに行います。

議案第42号

○議長（鹿島 功君） これから議案第42号 鳥取県農業信用基金協会の加入についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第42号は、委員長の報告の通り決定する

ことに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号

○議長（鹿島 功君） これから議案第43号 大山町国民保護協議会条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第43号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号

○議長（鹿島 功君） これから議案第44号 大山町国民保護対策本部等に関する条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第44号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号

○議長（鹿島 功君） これから議案第45号 損害賠償の額を定めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号

○議長（鹿島 功君） これから議案第46号 損害賠償の額を定めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号

○議長（鹿島 功君） これから議案47号 平成17年度大山町一般会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第47号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48号

○議長（鹿島 功君） これから議案第48号 平成17年度大山町土地取得特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第48号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号

○議長（鹿島 功君） これから議案第49号 平成17年度大山町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第49号は、委員長の報告の通り決定する

ことに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号

○議長（鹿島 功君） これから議案第50号 平成17年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第50号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号

○議長（鹿島 功君） これから議案第51号 平成17年度大山町開拓専用水道特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号

○議長（鹿島 功君） これから議案第52号 平成17年度大山町地域休養施設特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号

○議長（鹿島 功君） これから議案第53号 平成17年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第54号

○議長（鹿島 功君） これから議案第54号 平成17年度大山町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第55号

○議長（鹿島 功君） これから議案第55号 平成17年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第56号

○議長（鹿島 功君） これから議案第56号 平成17年度大山町老人保健特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は、委員長の報告の通り決定する

ことに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第57号

○議長（鹿島 功君） これから議案第57号 平成17年度大山町介護保険特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第58号

○議長（鹿島 功君） これから議案第58号 平成17年度大山町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第59号

○議長（鹿島 功君） これから議案第59号 平成17年度大山町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第60号

○議長（鹿島 功君） これから議案第60号 平成17年度大山町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第61号

○議長（鹿島 功君） これから議案第61号 平成17年度大山町風力発電事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第62号

○議長（鹿島 功君） これから議案第62号 平成17年度大山町温泉事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第63号

○議長（鹿島 功君） これから議案第63号 平成17年度大山町宅地造成事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は、委員長の報告の通り決定する

ことに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第64号

○議長（鹿島 功君） これから議案第64号 平成17年度大山町中山財産区特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第65号

○議長（鹿島 功君） これから議案第65号 平成17年度大山町上中山財産区特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第66号

○議長（鹿島 功君） これから議案第66号 平成17年度大山町下中山財産区特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第67号

○議長（鹿島 功君） これから議案第67号 平成17年度大山町逢坂財産区特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第68号

○議長（鹿島 功君） これから議案第68号 平成17年度大山町水道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第69号

○議長（鹿島 功君） これから議案第69号 平成17年度大山町索道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29 大山町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（鹿島 功君） 日程第29、大山町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行なうことに決定しました。おはかりします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、豊成の野口駒治朗君、束積の当別当栄君、中高の金田満邦君、御来屋の杉原潔君、以上の方を指名します。

おはかりします。ただ今、議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました、野口駒治朗君、当別当栄君、金田満邦君、杉原潔君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名いたします。補充員の順序にしたがいまして、第1順位、安原の古志 公君、第2順位、塩津の高見照男君、第3順位、古御堂の細谷恵子君、第4順位、長田の金田英樹君、以上の方を指名します。

ただ今、議長が指名しました方を、補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました第1順位、古志 公君、第2順位、高見照男君、第3順位、細谷恵子君、第4順位、金田英樹君、以上の方が順位のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第30 大山町農業委員会委員の推薦について

○議長（鹿島 功君） 日程第30、大山町農業委員会委員の推薦についてを議題にします。

おはかりします。議会推薦の農業委員は2名とし、渡道の梶村福恵君と上野の山根令子君を推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は2名とし、梶村福恵君と山根令子君を推薦することに決定しました。

日程第31 発議案第13号

○議長（鹿島 功君） 日程第31、発議案第13号 分権時代の新しい地方議会制度の

構築を求める意見書の提出についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。

提出者 荒松廣志君。

○議員（19番 荒松廣志君） ただいま議題となりました発議案第13号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出について提案理由の説明をいたします。

発議案の下に提案理由を載せております。議会の自主性・自立性を高めるとともに、二元代表性の下における権能バランスを図るため、抜本的改正が行われるよう求めるために発議するものであります。

以下は、長いようですけれど、朗読いたします。意見書として朗読いたします。

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書、平成11年度の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任は、ますます大きくなり、地方議会の権限も飛躍的に拡大した。

地方議会は、その最も重要な機能である立法的機能・財政的機能・行政監督機能を充実強化し、今まで以上に行政執行へのチェック機能を向上させ、分権時代に期待される議会の役割を果たしていかなければならない。

しかしながら、現行の地方議会制度は、議会の招集権が長にあること、付再議権の行使が長の認定に委ねられていること、「議会を招集する暇がない」を理由に条例や予算が専決処分される例があることなど、二元代表制を採用しながらも、長と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能が発揮されていない。

さらに、議員定数の上限値の規定や一人1常任委員会の就任制限などの制約的规定は、議会の組織・運営を硬直化し、議会の自主性・自立性を弱め、議会の活性化を阻害している。

よって、国においては、下記の事項につき、所要の措置を早急に講じ、分権時代に対応した新たな地方議会制度を構築されるよう、強く要請する。

「記」といたしまして、1 議員定数の自主選択、議員定数については、議会本来の役割、その機能が十分発揮できるよう、「上限値」の撤廃を含め、地域の実情に応じて地方公共団体が自主的に決定できるようにすること。

2 議会の機能強化、(1) 立法的機能の強化、①町村の基本計画は、住民の生命・生活に直結するものも多く、その重要性からみて地方自治法第2条第4項又は同法第96条第1項に議決事件として追加すること。②自治事務はもとより、法定受託事務についても原則条例制定権が及ぶとされていることから、地方自治法第96条第2項の法定受託事務の除外規定を削除すること。(2) 財政的機能の強化、③予算のうち議会費については、長と対等同格という議会の立場を踏まえ、議会側の提案を尊重することを義務付ける制度を検討すること。④百条調査権行使の際に、必要な緊急の費用など、議会独自の需要への長の予算措置義務を制度化すること。⑤予算の議決対象は、政策論議が行えるよう、款・項に加えて目まで拡大すること。(3) 行政監督機能の強化、⑥地方公共団体が設立した公社

及び出資法人等に対し、議会が直接関与できるようにすること。⑦監査委員は、その独立性を確保するため、長の任命でなく議会で選任するようにすること。

3、議会と長の関係、(1)不信任と解散制度の見直し、①議会と長が別個に公選される首長制の場合、この制度を採用する西欧諸国でも不信任による罷免は多く見られるが、反対に、対抗措置として議会の解散まで行うところはないため、見直しを行うこと。②地方自治法第178条の長の不信任議決の要件を過半数あるいは3分の2まで引き下げること。

(2)議会招集権の議長への付与、二代表制で執行部と並立する議会の招集権が長にあるのは不合理なため、地方議会の招集権は定例会・臨時会を問わず、すべて議長に移すこと。(3)長の付再議権の見直し、付再議権の行使は、長の一方的認定に委ねるのではなく、客観的基準によること。④一般的付再議権は、特別多数議決ではなく、過半数議決に改めること。(4)専決処分の要件の見直し、地方自治法第179条第1項に規定する法定委任的専決処分の場合、「招集する暇なし」の理由は、濫用などの課題があるため、この要件を削除すること。

4 議会の組織と運営の弾力化 (1) 常任委員会の就任制限の撤廃、委員会の審査・調査がより弾力的に行えるよう、常任委員会の一人1委員会の制約を外すこと。(2) 全員協議会の位置づけ、全員協議会については、公式の場に準ずる措置が講じられるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年6月30日、送付先は、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣であります。鳥取県大山町議会として送付いたします。以上でございます。

○議長(鹿島 功君) これから発議案第13号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認めます。これから発議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、発議案第13号は、可決されました。

日程第32 陳情第1号

○議長(鹿島 功君) 日程第32、陳情第1号「パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書」採択を求める陳情についてから日程第43、陳情第12号「ILO第175号条約及びILO代111号条約の早期批准を求める意見書」提出に関する陳情につ

いてまで、計12件を一括議題とします。審査結果の報告と提案理由の説明を求めます。総務常任委員長。登壇してください。

○総務常任委員長（沢田 正己君） 報告いたします。ただいま議題になりました陳情8件と議案4件につきまして、順次審査結果の報告と提案理由の説明をいたします。審査年月日は平成17年6月20日、審査人員は7名です。

まず、陳情第1号は「パートタイム労働者の均等待遇等を求める意見書」採択を求める陳情で、我が国のパートやアルバイト等の非正規労働者が1500万人を超え、労働者の3人に一人の割合になっているので、国及び政府は、ILOパートタイム労働条約を批准し、均等待遇を明記し、罰則規定など実効性あるようにするように政府に意見書を送ってくれという内容です。主な意見は、あえてパートがいいという人もいるし、零歳企業の立場からいうと、罰則規定までつけるのはどうかということで、趣旨採択に決定しました。

次に、陳情第2号は、「最低賃金の引き上げを求める意見書」採択を求める陳情で、鳥取県の最低賃金は611円という生活を維持するのが困難な低さなので、全国一律最低賃金制度を導入するなどして労働者の賃上げと景気の回復につなげるという内容の陳情です。主な意見は、陳情の内容は理解できるが、別添えの意見書を採択して政府に送れとある意見書案が、時間額を早急に1000円以上に引き上げることを求めているので、不採択という意見もありましたが、気持ちはわかるということで趣旨採択としました。

次に、陳情第3号は、「骨太方針2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書採択を求める陳情です。

来年度の予算編成の指針いわゆる骨太方針で、民間委員と財務省に余魯地方交付税の減額が強く主張されているので、地方自治の本旨が実現されるよう地方税財政改革を進めるように国に意見書を提出する内容の陳情で、願意妥当で、全会一致で採択と決しました。

発議案第14号は願意を込め、国に意見書を提出するものです。

議長、局長に朗読をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 局長、朗読をお願いします。

○局長（小谷正寿君） 「骨太方針2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書、「三位一体改革」が、最終年度を迎えようとしている。経済財政諮問会議は、4月7日の会議で、民間委員が17年度の課題は、「三位一体改革」の仕上げ、歳入歳出の一体改革、地方債の協議制移行の三点をあげ、交付税の財源保障機能の縮小、プライマリーバランスの回復を強く主張し、谷垣財務大臣も、「地方交付税の財源保障機能見直し、縮小に関する議論を大きく進める必要がある」として「財源保障機能の縮小・廃止」を盛り込むべきと述べるなど、財界の民間委員と財務省による「地方交付税の削減」の論調の巻き返しが顕著になっている。そして6月上旬ごろには、「骨太方針2005」の骨格を固める方向で議論を進めており、昨年、「総枠が確保された地方財政」の切り下げも予断を許さない情勢である。

しかも、地方財政計画の財源保障の縮小による地方交付税の削減が、「公務員給与の見直し」や「地方公務員の総額人件費の削減」と平行して進められるという特徴を持っている。総務省が3月末に通知した「新地方行政指針」はそのことを示している。

経済財政諮問会議の民間委員や財務省の思惑通り事態が進むならば、「地方分権」とは無縁の地方自治体が作られ、くらしや地域が壊されてしまうことは必至である。

2005年度地方六団体をはじめ、地方財政の拡充を求める地方関係団体の結束した運動によって一般財源総額は一応確保された。

2006年度については骨太方針2005の中で、地方自治体が必要と考える一般財源を確保することをうたうと同時に、それ以降の「中期地方財政ビジョン」においても、財源保障機能を守っていくことを求めるものである。

下記の項目の通り、地方自治の本旨が実現される地方税財政改革を進めるように、地方自治法第99条にもとづき意見書を提出するものである。

要請項目1つ、骨太方針2005における地方税財政改革について。(1) 地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を併せもつものと堅持し、地方財政を拡充すること。2006年度の一般財源を維持するためには地方財政計画において、公共事業の削減と同時に、ハードからソフトへ移行している地方自治体の実情をふまえて一般行政費を同額充実させるかい離是正を同時に行い、財源保障機能を確保すること。法定税率を引き上げて、地方交付税の総額確保をはかること。2007年度以降の「中期地方財政ビジョン」で地方の財源を保障する地方交付税を確保すること。(2) 3兆円の税源移譲を確実に実施すること。その際、低所得者の増税にならないようにすること。(3) 地方分権の理念に沿った国庫補助負担金改革を実施すること。生活保護負担金など単なる補助率の削減をしないこと。2つ、地域経済に深刻な影響を及ぼして地方の切り捨てとなるため、地方の声を聞くと同時に、地方交付税を削減しないこと。2005年6月30日鳥取県大山町議会。あて先が、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長。以上でございます。

○総務常任委員長（沢田 正己君） 次に、陳情第8号は、「定率減税廃止・縮小の中止を求める意見書」提出に関する陳情です。

定率減税の廃止は増税ということであり、今は景気をよくすることが優先されるべきで、廃止・縮小の時期でないという意見が多く、採択に決しました。

発議案第15号は願意を込め、国に意見書を提出するものです。議長、局長に朗読をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 局長、朗読をお願いします。

○局長（小谷正寿君） 定率減税廃止・縮小の中止を求める意見書、本年3月、政府与党は、日本経済は回復基調にあるとして、定率減税の縮小を含んだ「所得税法の一部改正法」を成立させ2006年1月から、所得税と住民税のいわゆる「定率減税」を縮小しようと

している。

現在、わが国の経済情勢は景気回復の基調にあると言われているが、その回復度合いは、産業間、地域間において大きな格差があるのが実態である。また、医療費自己負担割合の引き上げや、税制における諸控除の縮小・廃止により、家計負担は年々増大している。定率減税が縮小・廃止になれば、所得税、住民税の納税者は皆増税となる。特に、今払っている税金に対する増税額の割合が一番多くなるのは、子育て中の世帯や働き盛りの中堅層である。これらの層を中心に更なる負担増を強いることにより、消費が減退し、景気を腰折れさせることになる。

国民や企業の間には、定率減税の廃止に疑問や不安が広がっている。各報道機関が1月に実施した世論調査では、定率減税の縮小・廃止に対する否定的な意見が軒並み過半数に達している。また、複数の民間研究機関が、経済に与える悪影響から、現在は定率減税の縮小・廃止を行うべきではないと警鐘を鳴らしている。

深刻な財政構造の改善、国と地方の税財源配分の見直しは喫緊の課題であるが、現段階で税制のみを一方的に改定することは、将来に齟齬をきたしかねないことにも十分留意すべきである。

このまま、定率減税の廃止・縮小が行われれば、消費の冷え込みを招来し、景気回復にも重大な支障を来すものである。よって、定率減税廃止・縮小の中止を求めるものである。以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年6月30日鳥取県大山町議会、宛て先が、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、衆参両議院議長宛でございます。以上です。

○総務常任委員長（沢田 正己君） 次に、陳情第9号は、「雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書」提出に関する陳情です。

予算編成において、地方財政の確保・雇用維持・創出などを盛り込むように要求するもので、願意妥当とし採択に決しました。

発議案第16号は願意を込め、国に意見書を提出するものです。議長、局長に朗読をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 局長、朗読をお願いします。

○局長（小谷正寿君） 雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書、わが国の経済状況は景気回復局面が続いているが、大企業を中心とした輸出主導・リストラ効果による収益向上を背景とした景気回復にすぎず、国民に生活改善の実感はない。

失業率は4%台半ばまで低下したものの、失業者は依然として290万人以上と雇用情勢は厳しいままである。特に長期間失業者や若年失業者などの問題は、雇用者市場に大きな影響を及ぼすとともに、わが国の社会経済においても深刻な問題をもたらしかねない。

この間、典型労働者の減少と非典型労働者の急増により、労働者間の所得・資産格差は

大きく拡大している。さらに産業間・企業規模間による二極化の進行と、地域経済の一層の格差拡大をもたらしている。

かかる実態を踏まえ、わが国経済を持続的な成長軌道に乗せ、国民生活の安心・安定を実現するためには、国と地方が一体となって雇用対策と地域活性化を重視した施策を最優先に遂行しなければならない。

よって、本議会は、2006年度政府予算編成において、地方財政の確保、雇用維持・創出、失業者支援の抜本強化、中小企業基盤の強化、社会保障基盤の強化およびデフレ対策を盛り込むよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年6月30日鳥取県大山町議会、宛て先が、内閣総理大臣、財務大臣、衆参両議院議長、参議院議長宛でございます。

○総務常任委員長（沢田 正己君） 次に、陳情第10号は、「地域経済の活性化等を求める意見書」提出に関する陳情で、地域経済の活性化は必要だが、公務員に片寄りすぎているという理由で、全会一致で趣旨採択としました。

次に、陳情第11号は「社会保障制度の抜本改正を求める意見書」提出に関する陳情で、国民が安心して暮らせる社会保障制度の創設を求めるもので全会一致で採択としました。

発議案第17号は願意を込め、国に意見書を提出するものです。議長、局長に朗読をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 認めますので、局長、朗読をしてください。

○局長（小谷正寿君） 社会保障制度の抜本改革を求める意見書、4月1日、衆・参各本会議において「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議」が採択された。

公的年金制度は国民の高齢期の生活を支える重要な社会保障制度であり、年金制度の改革は、今日、国民の最大の関心事となっている。

本格的な少子高齢化社会の進展の中で社会保障制度は深刻な状況にあり、年金をはじめとする社会保障制度に対する国民の不安・不信は根強いものがある。

職業によって加入する年金制度が分かれ、負担と給付が異なっていることや、年金制度に対する不信感により、国民年金の未加入・未納が発生するなどの問題も残されていることから、現在の我が国の年金制度が抱える問題点や、介護・障害者サービスの決定、医療制度の改革など社会保障全体の抜本的改革を行うことが必要である。

よって、本議会は、国において、国民が生涯を通じて安心して暮らせる社会保障制度を創設するため、次の事項について早急を実施するよう強く要望する。

1つ、基礎年金制度の改革をはじめ各種年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行い、早急を実施すること。2つ、とくに、子育て支援の充実、雇用政策、住宅政策などとの連携を十分にはかること。3つ、国民年金の未加入者及び未納者に対する通知、督促を適正に行うための措置を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年6月30日鳥取県大山町議会、宛て先が、閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆参両議院議長宛でございます。

○総務常任委員長（沢田 正己君） 次に、陳情第12号は、「ILO第175号条約及びILO111号条約の早期批准を求める意見書」提出に関する陳情です。

この陳情は、陳情第一号との関係で趣旨採択としました。以上で、審査結果の報告と提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時28分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（鹿島 功君） これから陳情第1号「パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書」採択を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

次に、陳情第2号「最低賃金の引き上げを求める意見書」採択を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。
陳情第3号「骨太方針2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書採択を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

これから発議案第14号「骨太方針2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議案第14号を採決します。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにすることに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第8号、「定率減税廃止・縮小の中止を求める意見書」提出に関する陳情についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから陳情第8号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

これから発議案第15号、定率減税廃止・縮小の中止を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから発議案第15号を採決します。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにすることに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、発議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第9号、「雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書」提出に関する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第9号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから発議案第16号、雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議案

第16号を採決します。

おはかりします。本案は原案のとおり決定することにすることに賛成の方は、起立願います。

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、発議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第10号「地域経済の活性化等を求める意見書」提出に関する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第10号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

次に、陳情第11号、「社会保障制度の抜本的改正を求める意見書」提出に関する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第11号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから発議案第17号、社会保障制度の抜本的改正を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を

行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議案第17号を採決します。

おはかりします。本案は原案のとおり決定することにするに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第17号は、原案のとおり可決されました。

これから、陳情第12号 「ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書」提出に関する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第12号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

日程第44 陳情第4号から日程第47 陳情第6号

○議長（鹿島 功君） 日程第44、陳情第4号、中学校歴史・公民教科書の採択についての陳情から、日程第47、陳情第6号、中学校教科書採択に当って配慮すべきことに関する陳情まで計4を議題とします。委員長の審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（野口 俊明君） 教育民生常任委員会報告をいたします。ただいま上程されました陳情3件と発議案1件について、教育民生常任委員会に付託され審査いたしましたので、審査結果の報告と提案理由の説明をいたします。

審査年月日は、平成17年6月21日と24日、審査人員は全員の7名です。

まず21日には教育長・学校教育課長から陳情について説明を受け、扶桑社の中学校歴史教科書・公民教科書に全員で目を通しました。そして24日に委員のみで審査をいたしました。

まず、陳情第4号は、中学校歴史・公民教科書の採択についての陳情についてでございます。

陳情内容は、扶桑社の歴史・公民教科書が検定に合格し、採択に供されることになったが、問題のあるこの教科書を採択するとアジア諸国との緊張を激化させ、経済への打撃となり国際交流にも影響するので、適切な教科書を選ぶようにという内容であります。

主な意見は、この陳情自体が片寄っているという意見や、偏っているという印象は持ったが、検定に合格しており、後は選ぶ人の自由という意見や、今問題になっている教科書が100%いいとは言わないが、今までの教科書は逆の意味で偏っているという気がしていた。そして教科書も選択の幅が必要という意見で全会一致で不採択という決定となりました。

次に、陳情第5号「教育基本法の早期改正を求める意見書」提出を求める陳情でございます。

この陳情は、昨年も同じ内容で提出され、旧中山町・旧名和町では、採択し意見書を政府に送っているところであります。審査の結果、賛成多数で、採択と決しました。

発議案第18号は、意見書を政府に提出するものであります。意見書を朗読します。

教育基本法の早期改正を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。提案理由、平成17年6月16日付託を付託を受けた陳情第5号教育基本法の早期改正を求める意見書提出を求める陳情を審査した結果、採択と決したので、意見書の提出を発議するものであります。

教育基本法の早期改正を求める意見書であります。教育基本法は、その制定以来、戦後半世紀が経過している。しかしながら、社会は大きく変化し、教育は大きな課題を抱えている。青少年の凶悪犯罪、不登校や学級崩壊の問題、家庭や地域の教育力の低下など、今日、教育改革は、国民的課題となっている。

こうした中、平成15年3月、中央教育審議会は、文部科学大臣に対して「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を答申し、教育基本法の改正を提唱している。

今こそ教育の再建へ向け、青少年の健全育成を図り、国際社会でも認められる日本国民のあり方はいかにあるべきかを真剣に考え、新たな時代の、教育の方向性を明確に指し示す必要がある。

よって政府は、一日も早く、国会に教育基本法改正案を提出し、伝統・文化の尊重と愛国心の育成、家庭の意義と家庭教育の重視、道徳・宗教的情操の涵養、教育行政の責任の明確化、などの観点から一切のタブーを排して論議を行い、早急に教育基本法を改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により政府に意見書を提出する。平成17年6月

30日鳥取県大山町議会、提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、衆参両議院議長であります。

次に、陳情第6号でございます。中学校教科書採択にあたって配慮すべきことに関する陳情についてでございます。どこの教科書とは書いてございませんが、陳情第4号と反対の陳情だと思われまます。主な意見は、こういう教科書も出ていい時代だという意見が多く、賛成多数で採択としました。

皆様のご賛同をお願いし、陳情結果の報告と提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第4号、中学校歴史・公民教科書の採択についての陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第4号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第4号を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。

したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

次に、陳情第5号「教育基本法の早期改正を求める意見書」の提出を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第5号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから発議案第18号 教育基本法の早期改正を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議案第18号を採決します。

おはかりします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、発議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第6号、中学校教科書採択に当って配慮すべきことに関する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから陳情第6号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第48 陳情第7号

○議長（鹿島 功君） 日程第48、陳情第7号 阿弥陀川の河床堆積土砂・雑木の撤去についての陳情を議題とします。委員長の審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（小原 力三君） 経済建設常任委員会に付託されました陳情第7号 阿弥陀川の河床堆積土砂・雑木撤去の陳情であります。この陳情は、大山町前部落から提出されましたものであります。この河川は県の管理下にあり、2級河川でもあります。長年に渡り雑木・葎が生え、また土砂が堆積し、一度台風、大雨等が発生すれば護岸はもとより、部落さえ押し流す恐れがあります。早急な対策が必要と考え、地域整備課長をはじめ、常任委員会7名全員による現地視察を行い、慎重に検討した結果、全員一致で採択することに決しました。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第7号、阿弥陀川の河床堆積土砂・雑木の撤去についての陳情を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第49 議員派遣について

○議長（鹿島 功君） 日程第49、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第119条の規定により、お手元にお配りしましたとおり、議員の派遣をしたいと思えます。お諮りします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第50 総務常任委員会からの継続審査の件について

○議長（鹿島 功君） 日程第50、総務常任委員会からの継続審査の件についてを議題とします。

総務常任委員長から、陳情第13号 小泉首相の靖国神社参拝中止を求める意見書の提出に関する陳情について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書の通り、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出の通り、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第51 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第51、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所管の調査事項について会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書の通り、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで本日の日程は、全部終了しました。これで会議を閉じます。

平成17年第3回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（小谷 正寿君） 皆さん、ご起立をお願いいたします。一同礼。

午前11時4分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員